

記者発表資料
令和6年3月11日
教育庁保健体育安全課学校保健給食班
担当：佐藤、松村
電話：022-211-3666

県立学校における感染症による臨時休業について

令和6年3月4日から3月9日までの県立学校における感染症による臨時休業については、下記のとおりです。

記

1 季節性インフルエンザ

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県立小松島支援学校	2学級	R6.3.5～3.7
	1学級	R6.3.7～3.8
宮城県仙台二華中学校	1学級	R6.3.8～3.9

2 新型コロナウイルス感染症

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県立小松島支援学校	1学級	R6.3.4～3.5

県立学校において感染症による臨時休業措置を取った場合、1週間の休業状況を集約し、翌週公表します。